

地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の資格要件について

1. 「保健師に準ずる者」の要件

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。(この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。)

なお、平成 31 年度より、上記かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者とする。

「地域包括支援センターの設置運営についての一部改正について」(平成 18 年老計発第 1018001 号、平成 30 年 5 月 10 日付)において、上記下線部分が追加された。

2. 石狩市の取扱い

国の通知を踏まえ、保健師に準ずる者とは、地域ケア、地域保健かつ高齢者に関する疾病の予防、健康維持や増進、介護予防につながる業務経験を概ね 1 年以上有する者とする。

例として以下の機関において、高齢者に関する業務の経験を有する者

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 保健センター、保健所
- ・ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）や居宅介護支援事業所
- ・ 在宅医療や介護のサポートセンター
- ・ 医療機関（地域連携室等）
- ・ 訪問介護、通所介護、訪問看護等の居宅サービス
- ・ 一般企業等（65 歳以上の方の保健指導）